

Q1-8 台湾子会社が中国に投資する場合、子会社の投資金額と子会社規模によって政府機関の認可取得要件が異なるようですが説明をお願いします。

中国投資においては以下のような投資額の制限が定められています。

| 対象 | 投資限度額 |
|---|---|
| 個人 | 毎年 US\$500 万 |
| 払込資本金 NT\$8,000 万以下の企業 | 1 NT\$8,000 万、あるいは 2 純資産あるいは連結純資産の 60% 1、2 のうち、いずれか大きい方 |
| 払込資本金 NT\$8,000 万超の企業 | 純資産あるいは連結純資産の 60%のうち、いずれか大きい方 |
| 1. 経済部に認可された運営本部 2. 多国籍企業の台湾子会社(注) 3. 中国投資をしており、台湾で上場している外国会社の 10%超の株式を所有、あるいは当該外国会社の役員、經理人に就任している投資者 | 制限なし |

注: 多国籍企業とは以下の条件を全て満たしている経済実体がある企業をさします。

- 1 前 1 年間の全世界での売上が US\$1 億以上である
- 2 2ヶ国以上に子会社もしくは支店がある
- 3 親会社もしくは本店にて意思決定および統括を行っている実態がある
- 4 生産・経営行為が複数国にまたがっている
- 5 親会社または本店が台湾外である

また、経済部投資審議委員会に中国投資許可を申請するとき、投資金額によりそれぞれ事後申告・簡易審査あるいは専案審査の方式で行われます。

1. 事後申告

投資者の一つの案件で累計投資金額が US\$100 万以下の場合、下記の 2.簡易審査による事前審査をうけるか、もしくは投資実行後 6ヶ月以内に事後的に以下の書類を届け出なくてはなりません。

- 1 投資実行証明書類コピー
- 2 投資事業設立登記証明書類あるいは営業ライセンスのコピー
- 3 投資事業の株主名簿あるいは持株証明書類のコピー
- 4 その他管轄官庁提出を要求した書類

2. 簡易審査

投資者の一つの案件で累計投資金額が下記規定のいずれかに符合する場合:

- 1 US\$5,000 万以下
- 2 US\$5,000 万を超えているが、専案審査案件に属さない場合。ただし、特殊案件の場合、管轄官庁は経済部投資審議委員会の会議に審査を求めたり、あるいは専案審査に移行させることがあります。

3. 専案審査

投資者の一つの案件につき累計投資金額が US\$5,000 万を超えるごとに、管轄官庁は書面で関係機関の意見を求めてから、経済部投資審議委員会の委員会会議審査に付すこととなります。審査項目は以下の通りです。

- 1 事業経営上の要素: 国内相対投資状況、グローバル戦略、国内経営状況改変およびその他関係要素
- 2 財務状況: 負債残高、負債比例、財務安定性、そのグループ企業の財務関連性お

よびその他関係要素

- 3 技術移転および設備輸出状況:国内業者の核心競争力への影響、研究開発戦略、他業者の知的財産権への侵害状況およびその他関係要素
- 4 資金取得および運用状況:資金来源多元化、資金の海外送金計画、中国投資資金の還流状況およびその他関係要素
- 5 労働者事項:就業への影響、労働者に対する法律義務の履行状況およびその他関係要素
- 6 安全および戦略事項:国家安全への可能な影響、経済発展戦略の考慮、兩岸関係およびその他関係要素